



**問** 本庁 市民課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923  
 財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934  
 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

## 20歳になったら国民年金！

新成人のみなさま、国民年金の手続きはお済みですか？

令和元年10月以降、20歳になった方の加入手続きが見直され、年金事務所や市役所で手続きをしなくても、国民年金へ加入できることになりました。

20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が郵送されます。お知らせには基礎年金番号が記載されており、保険料の口座振替納付申出書や免除申請書などが同封されています。口座振替や免除を希望される方は、申請書類に必要事項を記入し、年金事務所または市役所年金窓口までご提出ください。また、別途年金手帳が送付されますが、就職や転職、年金を請求する時などに必要となりますので、大切に保管してください。

※お手続きは20歳の誕生日前日からの受付となります。

※厚生年金に加入している方を除きます。

※令和4年4月1日以降、年金手帳は廃止され  
 基礎年金番号通知書が発行されます。

詳しくは  
 日本年金機構へ▶



## 鹿屋年金事務所による出張年金相談

1月12日(水) 時間：午前9時30分～午後3時30分 場所：大隅支所 別館2階大会議室

相談は無料ですが予約が必要です。(予約先：大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923) 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、年金請求の相談が優先となります。



**家屋(新築・増築・取り壊しなど)・償却資産の申告について**  
 税務課 ☎ 0986-76-8804

家屋の異動(新築・増築・取り壊しなど)は市役所へ申告が必要です。新築や在来分(いずれも調査が済んでいないもの)の場合、賦課期日の1月1日現在に存在する家屋が対象です。取り壊しは賦課期日時点で現存しない家屋が対象です。  
 ※申告がない場合、翌年度の課税台帳に正しく反映されない可能性があります。  
 ◎申告方法について  
 固定資産(家屋の新築・増築・改築・移築・取り壊し)の申告書を提出してください。申告書は市ホームページからダウンロードできます。

◎償却資産の申告について  
 償却資産を所有されている方に令和4年度の申告書を12月下旬に送付しました。申告書が届いた方は全員1月31日(月)までに提出をお願いします。資産の増減や所有者変更などがあれば記入して提出ください。  
 ◎太陽光発電設備は償却資産として、固定資産税が課税されることをご存じですか？  
 太陽光パネルの設置には税金がかかる可能性があります。設置者が法人であれば課税対象です。個人では事業用は課税対象で、家庭用でも10Kw以上の設備は課税対象となります。  
 課税対象となる太陽光パネルを設置した際は、設置した翌年度より償却資産として申告する義務があります。  
 例外として、屋根と一体型(瓦などがなくパネル)で設置された太陽光発電設備は家屋の課税に含まれています。  
 ※不明な点は税務課までお問い合わせください。



## 今月の相談

問い合わせ先  
消費生活センター  
☎ 0986-76-8823

訪問してきた業者に家のリフォーム工事を依頼した。先に材料代を払ってほしいと言われたので契約金額の半分を前払いした。しかし、先月末までに完成の約束だったが途中から業者があまり来なくなり、苦情を伝えても色々な理由をつけてなかなか対応してくれない。しかも工事が途中で放置されたため雨漏りが発生。修理に来るよう言っても来ないので、仕方なく別の業者に応急処置を頼まなければならなくなってしまった。今後本当に工事が終わるのかどうかも分からず、とても不安だ。



### リフォーム工事の 中断・遅延トラブル

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ  
日時・1月12日(水)午前10時～正午  
場所・市役所本庁 3階 執行部控室  
相談時間・1人30分 定員・4名  
※相談無料。事前申し込み順です。

- ◎ 住宅の新築・リフォームで、業者の事情による工事の中断や遅延に関するトラブルの相談が増えています。
  - ◎ 契約する前には、複数の業者から見積もりを取り、費用だけでなく確実に工事が進められるかなどについても十分検討することが必要です。
  - ◎ 費用の全額前払いはできるだけ避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。高額な前払いを求められた場合はその場ですぐ支払わず、まずは家族や周りの人に相談しましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

## 秘密の話

毎日の習慣!

健康  
コラム

169号

**ぼ**くは、右の親指に指しゃぶりのあとが少し残っています。うっすらと覚えていることだけ、保育園ではおともだちがいるので恥ずかしいし、先生に「ダメだよ」と言われるので指しゃぶりをするのをガマンしていました。でもお家では、テレビを見ている時や眠くなると親指が勝手に口に入ってしまうのです。大好きなおばあちゃんからも「お兄ちゃんだからやめなさい」と言われたけどやめられません。かかりつけ歯医者さんにも指しゃぶりしていることがばれて「指しゃぶりやめようね」と言われたけどやめられません。困ったお母さんは、親指に傷テープを貼ったり、苦い薬を塗ったりして指しゃぶりをやめさせようとしていました。でも指しゃ

ぶりをやめることはできませんでした。

指しゃぶりをするようになったのは、妹が生まれてからです。みんなが妹のことばかりかわいがっているような気がしたからです。ぼくと一緒にお話してほしかった。ぼくと遊んでほしかった。たったそれだけだった。

今では、もう指しゃぶりをすることはありません。なぜなら、指しゃぶりより楽しいことがたくさんできたからです。

問い合わせ先  
保健課 ☎ 0986-76-8806